

# 国立大学法人佐賀大学知的財産管理規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学知的財産及び利益相反管理規則（平成16年4月1日制定）第4条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）における知的財産管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(知的財産管理の対象)

第2条 知的財産管理の対象は、本法人の職員並びに施設・設備及び教育・研究指導によって創出される知的財産を保有する者（以下「職員等」という。）とする。

2 職員が研究ノート所持し、学生が研究ノートに発明を記載し、日時を付して署名し、証拠とした場合、当該学生を発明人として知的財産管理の対象とすることができるものとする。

(対象者の使命と責務)

第3条 職員等は、知的財産基本法（平成14年法律第122号）及び知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（平成15年7月8日知的財産戦略本部決定）にのっとり、本法人の使命及び基本的役割を十分に理解した上、社会貢献及び国際貢献を果たす責務を負う。

(研究成果等の取扱い)

第4条 職員等は、研究成果が発明に該当すると認められるときは、別に定める国立大学法人佐賀大学発明規程（平成16年4月1日制定）により、国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター（以下「センター」という）を経て、学長に届け出るものとする。

2 商標は、職員等からセンターへ届け出、登録手続するものとする。

3 著作物は、職員等からセンターへ届け出、登録手続するものとする。

4 有体物（試料、試薬、写真、絵画、彫刻、材料等）は、職員等からセンターへ届け出、登録手続するものとする。

(知的財産等の管理・活用)

第5条 センターは、知的財産市場に係る適切な情報を常に収集し、知的財産のうち、実施可能な特許に対する外部機関の要求の発掘に努め、研究成果の実用化に係る支援を実施するものとする。

2 共同研究又は受託研究により得られた成果を知的財産とする場合、職員等は、相手機関との協力関係を永続的に良好に保つことができるように共同出願とするものとする。

3 センターは、共同出願の際に、不実施報償契約が締結できるものとする。

4 センターは、発明の権利化、実施における職員等と実施機関等との調整、契約締結等の必要な業務を遂行するものとする。

5 センターは、職員等と相手先機関の求めに応じ、当事者間の調整を行い、技術顧問契約等の手続ができるものとする。

6 センターは、知的財産の創出から実施に至るまでの履歴を管理するものとする。

7 知的財産の学術目的の利用は、無償での相互利用を可能とする。

8 センターは、大学発ベンチャー創出を目的とした経営及び起業に係る職員等に対する実際的応用教育及び研究指導を実施するものとする。

9 センターは、知的財産管理による社会貢献及び産学官連携を推進するものとする。

10 センターは、知的財産リテラシー教育に係る企画・立案・推進を行うものとする。

(知的財産等の実施等に伴う発明人への報償等)

第6条 センターは、別に定める国立大学法人佐賀大学職務発明等に対する報償金に係る要項（平成1

6年4月1日制定)に基づき、機関帰属の知的財産創出に際し、当該発明人に対して報償を与えるものとする。

2 発明人が職員の場合は、当該年度における研究評価及びインセンティブ経費に反映し、その条件は別に定める。

3 センターは、共同出願発明に対する不実施報償料契約を相手機関との間で締結し、職員等に、別に定める基準により、報償を与えるものとする。

4 センターは、特許実施契約成立時に発明人に対し、別に定める基準により、報償を与えるものとする。

5 センターは、特許の実施による収入に対し、別に定める還元率により、発明人及び本法人本部に還元するものとする。

6 学長は、別に定めるところにより、特に優れた発明に対し、発明人を表彰することができるものとする。

(職員等の守秘義務)

第7条 センターは、職員等に守秘義務の発生することを就業規則にて認識させるものとする。ただし、以前から知りえた事実、既に公表された事実等は例外とする。

2 センターは、別に定めるところにより、必要に応じて、職員等と相手機関との間の秘密保持契約を締結できるものとする。

3 センターは、別に定めるところにより、不正競争防止法(平成5年法律第47号)に基づく守秘義務に係る登録及び遵守管理を行うものとする。

(知的財産等の取扱いに関する異議申立て)

第8条 職員等からの帰属判定以外の知的財産等の取扱いに関する異議は、判定がなされてから30日以内にセンターに申し立てるものとし、この期間を過ぎた場合は当該判定を了承したものとみなす。

2 前項により異議申立てがあった場合、センターで再審議し、30日以内にその結果を職員等に通知するものとする。

3 職員等は、前項による再審議の結果に従うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、知的財産管理に関し必要な事項は、センターの議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月19日改正)

この規程は、平成17年8月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月28日改正)

この規程は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月27日改正)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。